

広報長岡京
衆議院議員総選挙
特別臨時号

衆議院議員総選挙の
お知らせはこちら



2月8日(日) あさ7時～よる8時

衆議院議員総選挙



1月27日(火)に公示される衆議院議員総選挙は、国政の代表者を選ぶ重要な選挙です。
有権者の皆さんの意思を政治に反映させるため、大切な一票を投じてください。
投票日当日に予定がある方は、期日前投票も利用できます。

投票時間

開票

午前7時～午後8時

午後9時～ 長岡中学校で

当日、投票所に行けない人は期日前投票を

午前8時30分～午後8時

場所	期間
市役所 1階ロビー	1月28日(水)～2月7日(土)
バンビオ1番館1階	2月6日(金)・7日(土)

※市営駐車場の割引はありません。路上駐車はご遠慮ください。

[ご注意ください]

最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は、2月1日(日)からです。

投票日に近づくにつれて、より混雑する傾向にあります。特に最終日は大変な混雑が予想され、お待ちいただく場合があります。

お問い合わせ

長岡市選挙管理委員会

TEL:075-951-2121(代表) FAX:075-951-5410

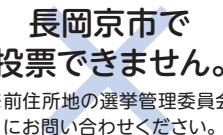
Life
Nagaokakyo
長岡京
ライフ

かしこ暮らしちゃ
長岡京

長岡京市で投票できる人

平成20年2月9日までに生まれた、
満18歳以上の人で、本市の選挙人名簿に登録されている人。

転入の届出日によっては、長岡京市で投票できない場合があります。下表をご確認ください。

区分	令和7年 10/26	10/27	登録基準日 令和8年 1/26	公示日 1/27	投票日 2/8	投票の可否
以前から 長岡京市に 住んでいる						 長岡京市に居住  長岡京市で 投票できます。
最近、 長岡京市に 転入した	10/26までに 転入を届出					 長岡京市に居住  長岡京市で 投票できません。 ※前住所地の選挙管理委員会 にお問い合わせください。
		10/27以降に 転入を届出				 長岡京市に居住

市外へ転出された人

令和7年10月27日以降に他市区町村へ転入届を出した人は、転入先の選挙人名簿に登録されないため、
今回の選挙は長岡京市で投票することになります。
※長岡京市の投票所へお越しいただくか、不在者投票制度(滞在先の市区町村で投票できる制度)が利用できます。
※転入・転出を複数回繰り返している場合は、投票できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

市内転居した人

1月13日以降に市内転居した人は、前の住所地の投票所が投票場所になります。
お手元の投票所入場券に記載された投票所をご確認ください。

投票所には、入場券(はがき)をお持ちください。

有権者の皆さんへ「投票所入場券(はがき)」を郵送します。

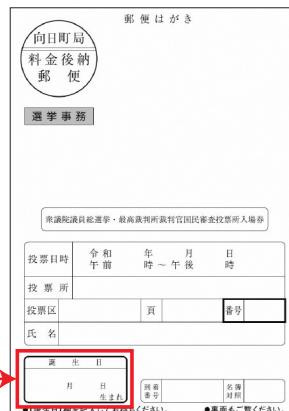
お手元に届きましたら、ご自身の氏名と、記載されている投票所をご確認ください。

受付をスムーズにするため、 事前記入にご協力ください

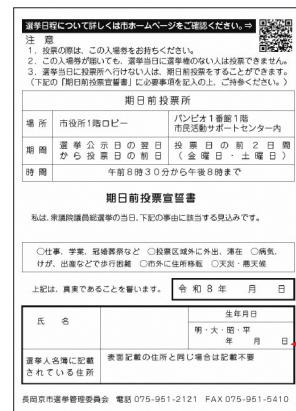
投票所での待ち時間を短縮し、受付をスムーズに行うため、あらかじめご自宅での記入をお願いします。

あらかじめ、自宅で記入してください。

当日
行く人はこちら
(投票所入場券表面)



期日前投票に
行く人はこちら
(投票所入場券裏面)



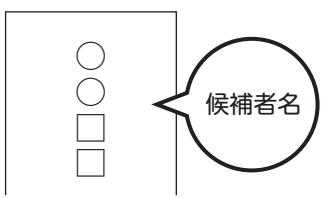
入場券を紛失した場合や、 届かない場合

入場券がなくても、長岡京市の名簿に登録されている人は本人確認のうえで投票できます。直接会場でお申し出ください。

期日前投票
をする日・
氏名・
生年月日

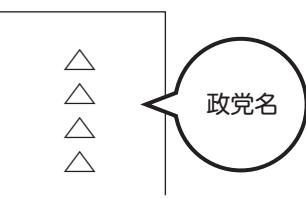
投票の順序と方法 ※投票用紙は3種類あります

①小選挙区選出議員選挙



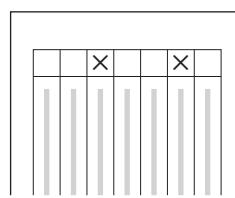
候補者の名前を記入

②比例代表選出議員選挙



政党・その他の政治団体の
名前(略称可)を記入

③最高裁判所裁判官国民審査



辞めさせたい裁判官がいるときは、
該当する裁判官の名前の上の空欄に「×」を記入。
いないときは、何も記入せずに投票します。

最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票

国民審査の期日前投票は、法令の規定により、衆議院議員総選挙より遅れて開始されます。

国民審査の投票ができる期間:2月1日(日)～2月7日(土)

1月28日(水)から1月31日(土)までに期日前投票をされる場合は、国民審査の投票(審査)はまだ開始されていません。
両方の投票を希望される方は、2月1日以降に改めて投票所へお越しいただく必要がありますので、ご注意ください。

不在者投票の手続き ※郵送に日数を要するため、希望される場合はお早めに手続きをしてください。

①病院や施設に入院・入所している人

⇒都道府県の指定施設に入院・入所中の方は、その施設内で投票できます。お早めに[施設の事務局](#)へ申し出てください。

②出張や里帰りなどで市外に滞在している人

⇒滞在先の選挙管理委員会で投票できます。投票用紙を滞在先に郵送しますので、事前に[本市選挙管理委員会](#)に申請してください(市内に住む家族による、窓口での代理申請も可能です)。また、マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナポータルからオンライン申請ができます。

●郵便等で不在者投票できる人

	心臓・じん臓・呼吸器・直腸・小腸・ぼうこう	両下肢・体幹・移動機能	肝臓・免疫の障がい
身体障害者手帳	1級または3級	1級または2級	1級から3級
戦傷病者手帳	特別項症から第3項症 ※両下肢・体幹のみ	特別項症から第2項症 ※両下肢・体幹のみ	特別項症から第3項症 ※肝臓のみ
または			
介護保険被保険者証		要介護状態区分が要介護5	

郵便投票できる人で、次のいずれかの人は代理記載の制度があります。

- 身体障害者手帳で上肢または視覚の障がいが1級
- 戦傷病者手帳で上肢または視覚の障がいが特別項症から第2項症

その他

代理投票・点字投票

病気やけがにより、自分で投票用紙に記載できないなどの場合は、代理投票や点字投票の制度があります。

投票の際に係員にお申し出ください。投票の秘密は固く守られます。

物品の貸し出し

車椅子、老眼鏡、文鎮、ルーペなどがあります。

選挙公報は各戸に配布

候補者の政見などを記載した選挙公報は、投票日の2日前までに全世帯に配布します。

市役所、中央公民館、バンビオ1番館1階にも置きますので、ご利用ください。京都府や市のホームページにも掲載します。



衆議院議員総選挙の
お知らせはこちら

各投票所はこちら



在外投票

市の在外選挙人名簿に登録されていて、一時帰国している人は、「長岡京市役所」で在外投票ができます。

必ず、在外選挙人証をお持ちください。

また期日前投票や不在者投票もできますので、選挙管理委員会にお問い合わせください。

よくあるお問い合わせ

Q : 選挙期日に18歳になる場合は期日前投票を利用できますか？

A : 利用できます。選挙期日に18歳の誕生日を迎える人は、期日前投票期間中は17歳なので、特別な方法で投票できます。

詳細は、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

Q : 選挙運動が始まると、選挙運動用の自動車からスピーカーで候補者の名前が連呼されますが、規定はありますか？

A : 候補者が選挙運動用自動車から拡声機で名前を連呼するのは、公職選挙法に基づく選挙運動の一つです。

時間は8時から20時までの間と限られています。

音量の規制はありませんが、学校や病院などの周辺ではマイクの音量を落とすなど、静穏保持の規定があります。

Q : 投票所に行くことができない(行かない)家族の代わりに投票してもよいですか？

A : 公職選挙法には、「投票は、選挙ごとに一人一票に限る。」「選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。」と定められています。

たとえ家族であっても本人に代わり投票することはできません。